

資 料
No. 3

(

参考資料
(第76回雇用保険部会提出資料)

(

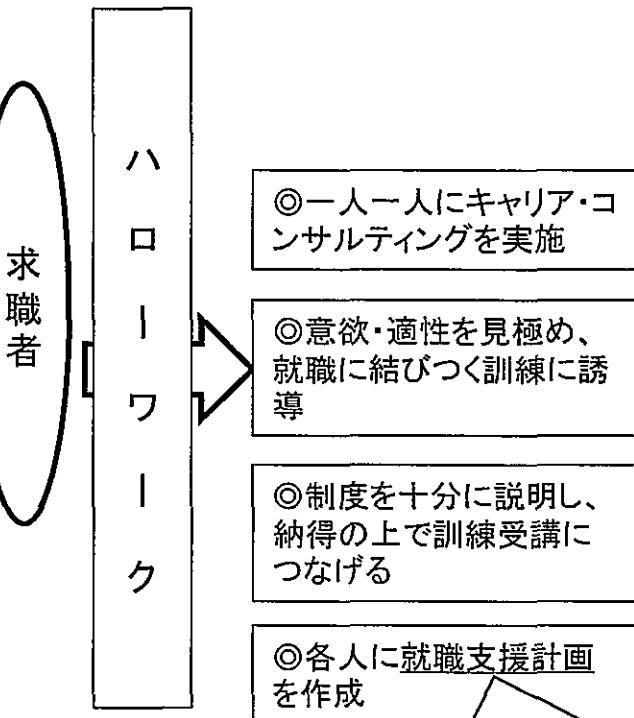


求職者支援制度: 支援の流れ

(建議)

- 効果的に就職につなげていくためには、訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫して就職支援が行われることが必要である。このため、ハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援していくことが求められる。
- そのためには、ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、訓練期間中及び訓練修了後に定期的な来所を求め、個々の実情に応じた支援を行う仕組みとすべきである。またその際、必要に応じて、担当者制による就職支援を実施すべきである。
- 就職状況については、訓練受講者本人がハローワークに報告する仕組みを設けるとともに、訓練実施機関も、効果的な就職支援を行い、訓練受講者を就職につなげるような訓練を行っていくという観点から、その就職状況について把握することとすべきである。

<訓練開始前>



<訓練中>

訓練実施機関

※ 求人情報の提供、ジョブ・カードの交付等の支援を実施

◎訓練受講

◎毎月1回、ハローワークで
・就職支援計画に沿った求職活動の状況を確認
・訓練の出席状況をチェック
・前月分の給付金支給

・HWに毎月出向いて給付金の支給手続
・HWに来所しない場合や、訓練を欠席する場合は、給付金を支給しない

<訓練修了後>

3か月を標準

◎訓練修了後も毎月1回、
ハローワークで来所を求めて支援

◎必要に応じて担当者制も導入

就職

求職者が確認し、同意する

修了後の就職決定状況は必ず
ハローワークに報告

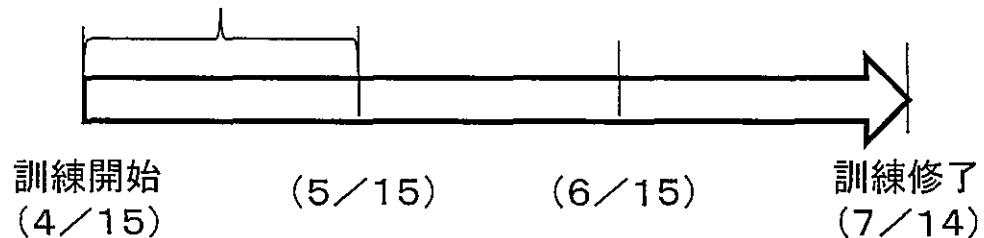
給付の種類・額について

建議	省令の規定(案)
	職業訓練受講給付金は、職業訓練受講手当及び通所手当とする
<p>給付額については、就労しないというモラルハザードとなるものであつてはならないが、訓練期間中の生活を支援するための給付として、一定の水準とすべきである。</p> <p>具体的な水準については、現行の基金事業においては、一律月10万円(世帯の場合12万円)とされていることとの継続性を考慮し、制度創設時においては、生活を支援する給付として現行と同様の水準である<u>月10万円</u>とすべきである。</p>	<p>職業訓練受講手当は、支給単位期間(※)の区分に応じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ②以外の支給単位期間 → 10万円 ② 支給単位期間の日数が28日未満の支給単位期間 → 3,580円に当該支給単位期間の日数を乗じて得た額
<p>地域によっては、訓練の実施場所によって交通費負担が重くなり、これが訓練受講の妨げとなることから、生活を支援するための手当に加え、<u>交通費も支給すること</u>とすべきである。</p>	<p>雇用保険の通所手当と同様の規定とする</p> <p>※ 公共交通機関を利用する場合、月の運賃相当額(定期の価格)を支給(定期がない場合は、通所21回分の運賃の額の支給)(月額42,500円上限)</p> <p>※ 自動車等を使用する場合、距離、地域に応じ定額</p> <p>※ 28日未満の支給単位期間については、当該期間の日数を28で除して得た割合を、上記の額に乘じて得た額</p>

※ 「支給単位期間」とは、訓練の開始日から1か月ごとに区切った期間

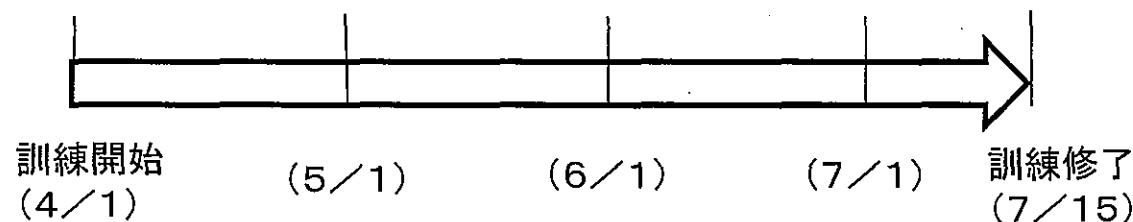
【支給例①】 4／15～7／14の訓練を受講する場合

支給単位期間(4／15～5／14)



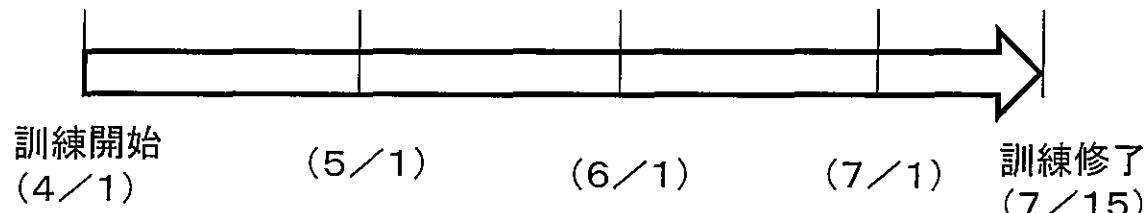
①4／15～5／14	<u>10万円</u>
②5／15～6／14	<u>10万円</u>
③6／15～7／14	<u>10万円</u>

【支給例②】 4／1～7／15の訓練を受講する場合



①4／1～4／30	<u>10万円</u>
②5／1～5／31	<u>10万円</u>
③6／1～6／30	<u>10万円</u>
④7／1～7／15	$3,580\text{円} \times 15\text{日}$ <u>=53,700円</u>

【支給例③】 4／15に雇用保険の所定給付日数が終了した方の場合



①4／16～4／30	$3,580\text{円} \times 15\text{日}$ <u>=53,700円</u>
②5／1～5／31	<u>10万円</u>
③6／1～6／30	<u>10万円</u>
④7／1～7／15	$3,580\text{円} \times 15\text{日}$ <u>=53,700円</u>

給付要件について

建議	省令の規定(案)
対象者本人に訓練期間中に一定の収入があれば、その生活を支援する給付を支給する必要性が低いことから、 <u>訓練期間中に一定の収入がないことを要件とすべきである。</u> その水準は、 <u>雇用保険の被保険者とならない程度の働き方を勘案したものとする</u> ことが適当である。	本人の収入が8万円以下であること
世帯に一定の収入がないこと(…)を要件とすべきである。 その場合、 <u>世帯の収入要件の水準は、複数人員世帯における標準生計費を踏まえたものとする</u> ことが適当である。	本人及び本人と同居している親、子、配偶者の収入の合計額が25万円以下であること(注)
世帯(…) <u>資産が一定の水準を超えないことを要件とすべきである。</u> また、世帯の資産要件の水準については、例えば <u>世帯に年間の標準生計費程度の金融資産</u> があれば、その生活を支援する給付を支給する必要性は低いと考えられることから、 <u>これを踏まえたものとすべきである。</u> なお、その際、 <u>金融資産の範囲は、現行基金事業と同様の扱いとすべきである。</u>	本人及び本人と同居している親、子、配偶者の所有する金融資産の合計額が300万円以下であること(注)
さらに、現行の基金事業において課されている <u>居住する土地・建物以外に対象者本人が土地・建物を所有していないこと</u> については、 <u>引き続き要件とすべきである。</u>	現に居住している土地・建物以外に、土地・建物を所有していないこと
訓練にはすべて出席することが当然であるが、病気等欠席せざるを得ない場合もあることから、そうした場合を除き、 <u>訓練にすべて出席することを要件とすべきである。</u> なお、 <u>病気等の正当な理由がある場合の出席は、8割以上とすべきである。</u>	全ての訓練実施日に出席していること(やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、出席した日数が実施日数の8割以上であること)
制度創設時においては、 <u>世帯で受給できるのは1人に限定すべきである。</u>	本人と同居している親、子、配偶者が職業訓練受講手当の支給を受けた訓練を受講していないこと(注)
(特段の記述なし)	過去3年以内に偽りその他不正の行為により国が支給する給付金の支給を受けたことがないこと

注:なお、世帯の範囲については、同居の親・子・配偶者を原則としつつ、一時的に別居していても生計維持関係にあると判断しうる親・子・配偶者も含めるべきである。



注:一時的に別居していても生計同一と判断しうる親・子・配偶者を含む

出席要件について、欠席することが「やむを得ない」とされる範囲

【基本的な考え方】

雇用保険の失業認定日の変更や出頭しないでの書面認定が可能となる場合の例を元に、設定

求職者支援制度 =欠席不可、下の理由の場合のみ、8割出席で可	確認方法	(参考)現行基金事業=2割までの欠席可、下の理由の場合は出席扱い
①天災等	被災証明書、罹災証明書	①天災等
②本人の疾病又は負傷	医師又は担当医療機関 関係者の証明書、医療機 関の領収書、処方箋	②本人の疾病又は負傷による場合
③法令の定めがある事由による場合 ・裁判員となる場合 ・公民権行使	呼出状など	③法令の定めがある事由による場合
④公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接する場合	公共職業安定所の紹介状(又は証明)及び面接先の証明	④企業の面接や採用試験を受ける場合
⑤その他社会生活上やむを得ないと認められる場合 ・子の看護 ・同居の親族の危篤又は死亡及び葬儀 ・中学生以下の子の入学式、卒業式出席 等	案内状など	

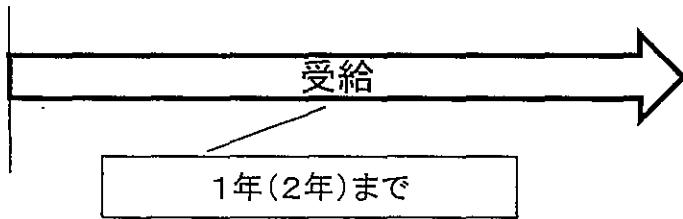
*要領に規定することを想定

受給できる日数

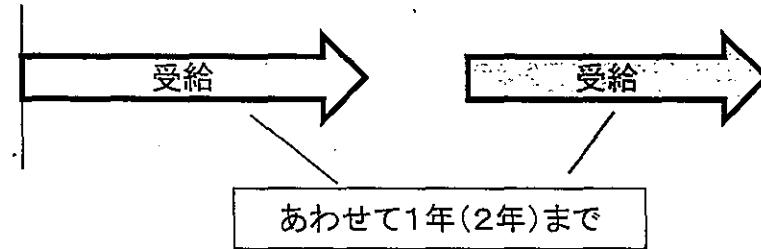
(建議)

- 紹介を受給できる日数には制限を設けるべきである。この場合、原則1年とし、資格取得のために1年を超える訓練が必要なもの等は例外的に2年まで認めることとすることが適当である。

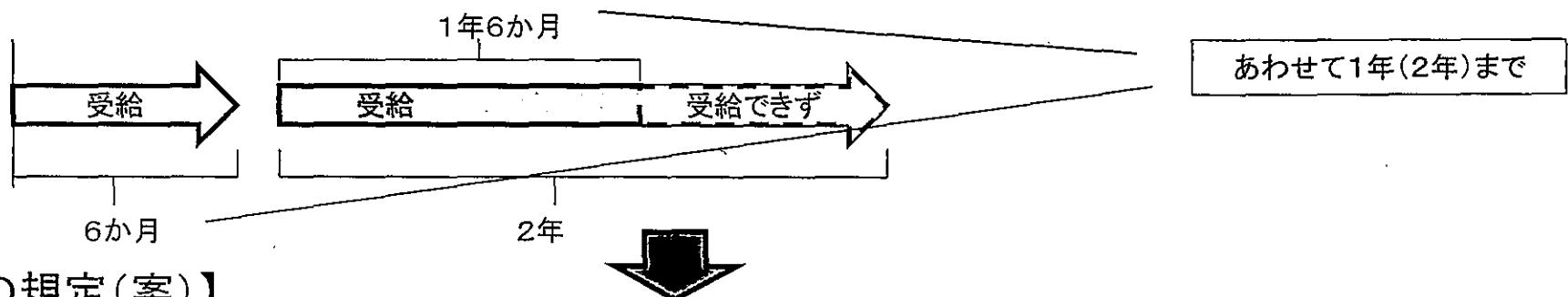
【受給例①】連続受講しない場合



【受給例②】連続受講の場合



【受給例③】受給できない部分がある場合



【省令の規定(案)】

- 一の支給単位期間について支給した場合は一の支給単位期間分を支給したものとし、一の認定職業訓練等について、十二(公共職業安定所長が特に必要と認める場合は、二十四)の支給単位期間分を限度として支給する。
- 端数がある支給単位期間については、これが複数がある場合は、端数の日数の合算が28日以下の場合は、一の支給単位期間分を支給したものとし、28日を超える場合は、二の支給単位期間分を支給したものとする。
- 連続受講の場合は、合算して、十二(公共職業安定所長が特に必要と認める場合は、二十四)の支給単位期間分を限度として支給する。

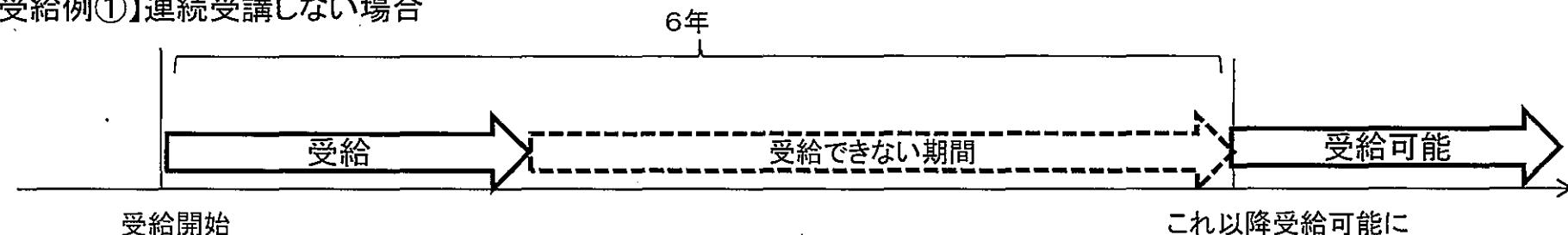
～受給のサイクル～

(建議)

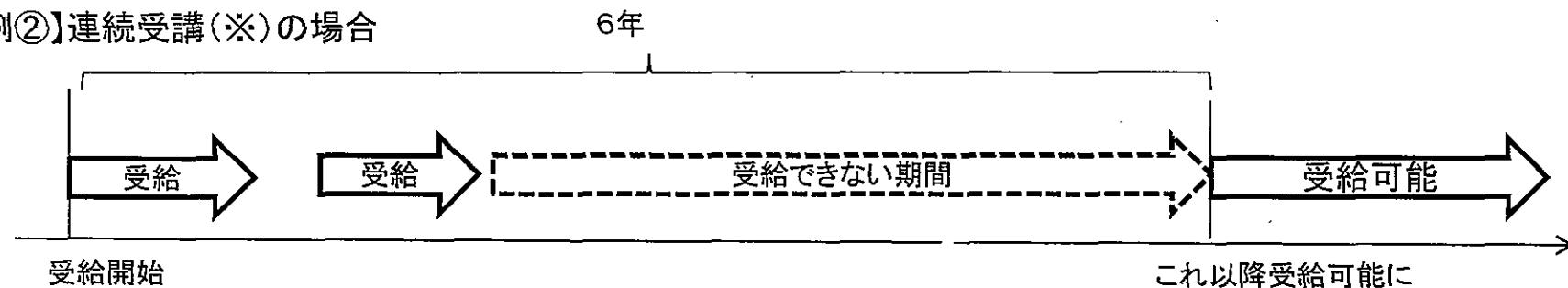
- また、循環的に受給することを防止する必要がある一方、給付を受給後、就職、その後離職し、再度訓練が必要となる場合も考えられる。

このため、受給開始時点から一定の期間を一つの単位とし、その期間に1回(複数受講の場合は2回)給付が受けられるような仕組みとすべきである。その場合、対象者が給付を受給した後は通常就職することを想定して、上記の一定期間を設定することとし、非正規労働者も平均的には5年を超える勤続年数があることから、これを勘案して6年と設定すべきである。

【受給例①】連続受講しない場合



【受給例②】連続受講(※)の場合



※基礎的能力の習得部分のみの新訓練受講後、公共職業訓練を受講する場合に可能

【省令の規定(案)】



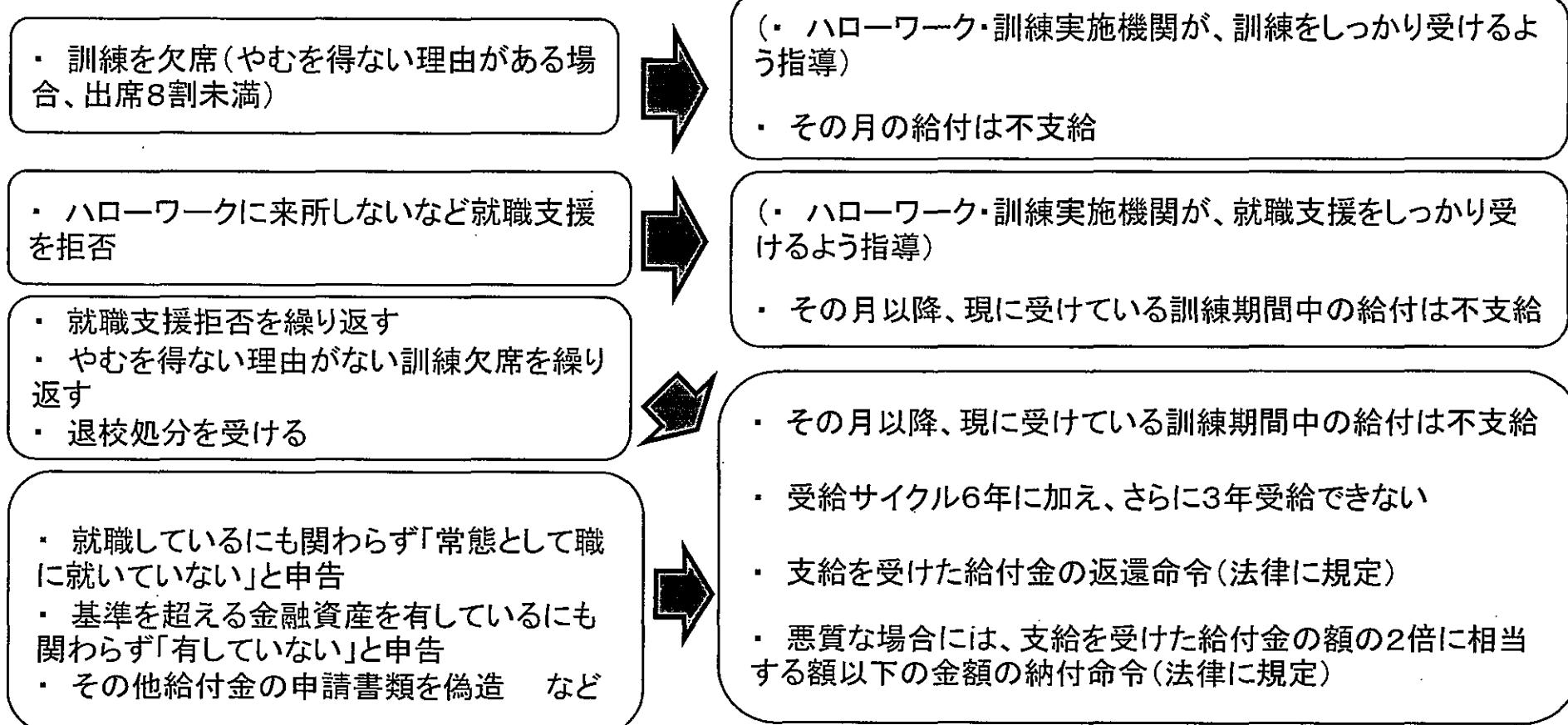
現に受けている認定職業訓練等の直前に職業訓練受講手当の支給を受けた認定職業訓練等の支給対象となった最初の支給単位期間の初日から6年を経過しない場合には支給しない。

ペナルティについて

(建議)

- 適正に給付が行われることは、制度が社会的に必要なものとして評価されるために欠かすことができないものである。このため、適正な給付を確保するために、一定の措置が設定されることが適当である。
- 具体的には、ハローワークでの就職支援を拒む場合については、一定期間給付が受けられないとすべきである。
- また、偽りその他不正の行為により給付を受けた者は、一定期間給付が受けられないととともに、当該不正により支給を受けたものの全部又は一部の返還をさせる等のペナルティを科すべきである。その際、雇用保険制度においては、一定の場合には受給額の3倍に相当する額の金額の返還・納付を命ずることとなっていることを参考にすべきである。
- 訓練受講者が支援計画に従わず、ハローワークに来所しない等の場合には、上記のペナルティを科すべきである。

【省令の規定案】



※ 不支給等の対象となる就職支援拒否等に該当するか否かは、ハローワークにおいて判断する。

融資について

(建議)

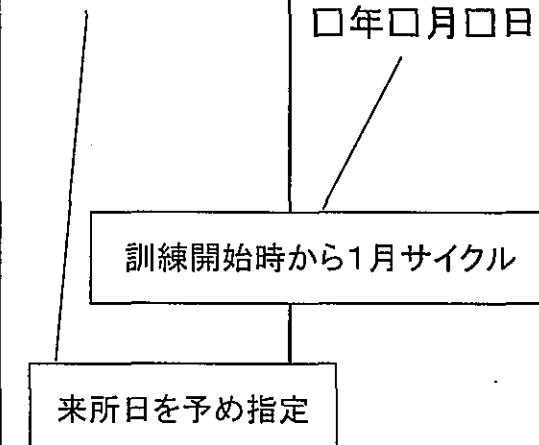
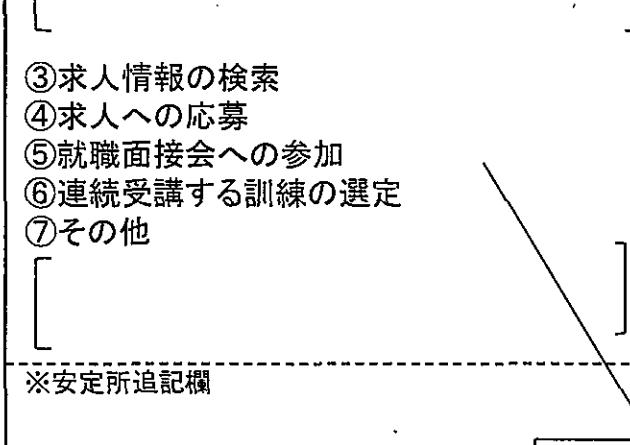
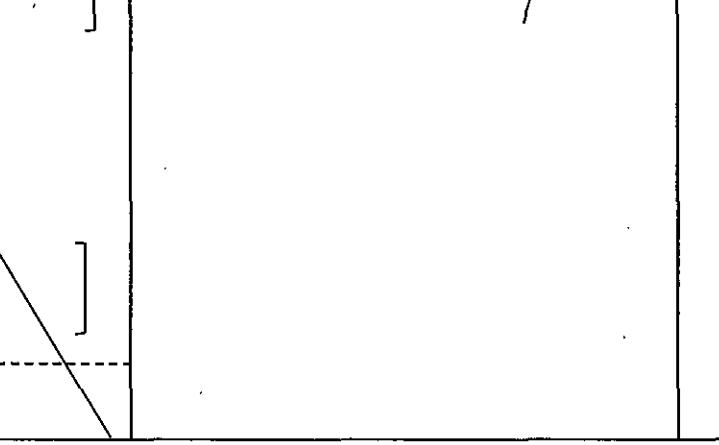
- 対象者については、地域差や家族構成等々に異なり、必要に応じて融資が利用できる仕組みを設けるべきである。
- その場合、給付で不足する部分を補完するものと位置付け、給付受給者が受給期間中に給付に上乗せして融資が受けられる制度とすべきである。
- また、融資額については、現行の基金事業や他の融資制度とのバランスも考慮して設定すべきである。

	緊急人材育成支援事業	求職者支援制度
対象者	給付の受給者で、労働金庫が審査の上、返済が困難ではないと判断する者。	給付の受給者で、労働金庫が審査の上、返済が困難ではないと判断する者。
融資上限額	<ul style="list-style-type: none">・被扶養者を有する者 (8万円×月数)万円・それ以外 (5万円×月数)万円	<ul style="list-style-type: none">・同居している配偶者、子又は父母を有する者 (10万円×月数)万円・それ以外 (5万円×月数)万円
担保・保証人	不要	不要
融資利率	3.0%	3.0%
返済免除	訓練終了後6か月以内に就職した場合、50%免除	なし
信用保証	融資に係る保証を行う法人に対し、補助	融資に係る保証を行う法人に対し、補助(省令に規定)

就職支援計画について

【就職支援計画のイメージ】

本人が活動内容を記載して、ハローワークに提出

ハローワークへの来所日	ハローワークによる計画		求職活動記録
【第1回】 ○年○月○日	△年△月△日 ~ □年□月□日	①ハローワークでの職業相談 ②セミナーの受講 ○月○日の面接セミナーを受講 ③求人情報の検索 ④求人への応募 ⑤就職面接会への参加 ⑥連続受講する訓練の選定 ⑦その他	自ら行った求職活動
			<ul style="list-style-type: none"> ・本人の就業経験や、希望職種に応じた、セミナー、面接会等を選定し、参加を勧奨 ・求職条件に適合する求人等を具体的に示して、職業相談、応募を勧奨 <p>など</p>

※ このほか、訓練実施機関が行う就職支援は必ず受けること。

訓練受講に先だって作成
 ※本人も内容を確認